

Title	コーデックス・ラウレスハメンシスにおけるマンキピア
Sub Title	"Mancipia" in "Codex Laureshamensis"
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.4 (1954. 4) ,p.411(81)- 428(98)
JaLC DOI	10.14991/001.19540401-0081
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540401-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

賃銀額	五	七	八	一〇	一三	N	計
人数	一	二	三	二	三	三	一〇

Kで一・二萬圓といつてゐるものが三名いるか、それらのうち二名は鑄物、一名は事務である。鑄物部門は「註13」でいう高度の熟練を若干必要とする。他の部門では代替をみつかることは容易であるが、この部門ではそうはいかない。鑄物工は数は多くはないが、この工場での労働力の質的主軸をなす。彼らは事務の一部と共に厚遇されている。

(20) 賃銀と仕事とのつり合いを尋ねると、

	つり合つて いる	まアまアだ いらない	つり合つて いない	N
I	八	四二	四二	八
Y	二	三〇	五六	一一
N	一一	四〇	三六	一三
K	二三	四六	一三	一八

全體的にみて、賃銀額について不満が相當強く表明されている。例外はKでみられるが、これはK労働者の意識の低さによつて解釋されるようだ。何故ならば、Kは四工場のうちで平均賃銀が最低であるからだ。勿論この問題を解釋する場合には、労働者が置かれている社会的環境特に京濱とM市との賃銀水準の差、性的、年令的相違等が考慮にいれられる。

(21) 生家の住所

東京	京濱	關東	東北	北陸	山靜	その他	N
Y	I	二四	一三	三五	五	一四	〇
四	五	一	二四	五	〇	一	二
五	一	二四	五	〇	一	五	一
二	三	一	二	〇	一	二	三

(22) I、Y労働者の父の職業

農林	漁	工	鑛	商	公務	交通	無職	N
Y	I	一五	〇	一一	四	六一	二	一
一	五	〇	五	〇	八	九	〇	一
五	〇	五	〇	八	九	〇	一	一
一	五	〇	五	〇	八	九	〇	一
一	五	〇	五	〇	八	九	〇	一

Yでは、不解答者が半数に近く、はつきりした断定は下しえないが、農業の比重がそう大きくないことだけはいえる。このことはYで東京出身者が多いことと對應する。

(23) N、K労働者の父の職業

農	工員	職人	勤人	交通	商	日雇	無職	N
K	N	一五	一五	七	七	〇	二	二
二	七	六	一三	六	一	一	四	二
七	一	一	三	一	一	一	二	一
一	五	一	三	一	一	一	二	一
一	五	一	三	一	一	一	二	一

後記 續稿は本誌七月號に掲載される豫定である。

『コーデックス・ラウレス・ハメンシス』
におけるマンキピア

宇尾野 久

コーデックス・ラウレス・ハメンシスの成立とその内容についてはすでに上原専祿教授の統一的な紹介と、批判が行われており、カール・グレックナーの新版(一九二九—三六年)に對する適切な論評を下されている。したがつて吾々はその基盤に立つて作業することの學恩にめぐまれている。

K・グレックナーは右の第一卷で「手寫とその利用の歴史」について「HeppenheinとFelsbergerの境界争いで一四七三年にロルシュでコーデックスが発見された。……それによるとロルシュ修道院の創建は、主の降誕後七六四年」とのべているがこの文書は同卷「年代記及び手寫本」(二六五—六頁)の冒頭に De fundatione laureshamensis monasterii.

Anno dominice incarnationis septingentesimo sexagesimo quarto, [764].....

と掲げられているので、ロルシュ文書の年代をそれ以上過去に遡らしめることは困難と思われる。尙この『ロルシュ修道院創建記』には「祝福されしラインパーグスの伯カンコールが、ルペルト伯の寡婦にて宗教心厚く神に歸依せる彼の母ウィルリス

『コーデックス・ラウレス・ハメンシス』におけるマンキピア

ウィンダとともに、はじめアルテンミュンスターと呼ばれた insula のロルシュ修道院をそこに修道職の司掌奉仕に當るメツツの大司教、仁慈なるルーテガングスに寄進せり」とみえる以上この年代上の疑義は問題の餘地を残さぬように思われる。勿論中世における文書改竄が問題になるとしてもロルシュ文書所收の他の傍證が嚴存するからである。したがつて「ロルシュ文書がドイツ最古の文書だ」ということは問題だと思われる。⁽⁵⁾ 例えば前掲の創建文書についてピンの治世の十二年(七六四年)にハーゲンハイムの寄進が行われた文書(Reg. 2)が載せられているのでその全文を邦語に移す迄もなく年代的な疑は起らない。ただ同文書ではウイスゴツツ河上流、ラインパーグス内のラウレス・ハムの地に聖堂が創建される以前にすでにルードガングスが布教活動をこの地で行つていたことが確認される。

しかし乍らロルシュ文書の三八三六通にのぼる内容が示すように聖堂の政治、經濟生活はきわめて廣汎となり、その所料の占める廣袤もライン、ネッカー、ニッダ、ライン流域に亘つて

ラウレス・ハムのコーデックスのなかでは「Mancipia」という語が頻繁にみうけられる。前掲ハーゲンハイムの寄進文書の中でも「farinarium」(emeratia farina)や「litus」

“Libertes” “Conlibertes” (Vgl. Conservus.) と並んで Mancipium が寄進の對象となつてゐる。ところで Die Bayerische Grundherrschaft (1949) で戦後その健在を示つてゐる F. Luge が例の『農制』の中づれの Unfreien について特別の章を設け「共に自由な出自を示してゐる Nobles (Adel) と Liberi (Freien) と並んで Servus, puer, mancipium, homo, ancilla (die unfreie Frau) と呼ばれるいわば第三の等族 (Stand) ともいふべき非自由民が存在してゐた」(同書一四頁)ことを中部ドイツについて述べているように Libertes がそのままローマ法に於ける被解放奴隷を示すものではなく又 Mancipium もローマ社會のそれをそのまま手輕に推定し得ない事情が伏在するようである。

サリカ法典の規定によれば他人の Servus もしくは Mancipium を掠奪した場合には千二百テナリウス(つまり三十ソリドゥス)を賠償することになつてゐる(同十章及三十五章)。しかし乍ら右の第十章の表題でも “De servis vel mancipiis furtis” とある如く Servus と Mancipium も同格に見做してたり。 Wergeld についても同條の寫本に Servo aut Ancilla とみえつてゐることから何れも法的には一線を劃する程の差異は意識されて居らなかつたようである。さらにまた Servo, mancipia (manus et capio), ancilla, [verna (a slave born in the house) famulus (hausoldslave)] の語源的な意味をさぐることはサリカ法典がローマ法の影響を

殆んどうけぬことからしてあまり意味がないことのように思われる。しかし乍らリユトゲの扱つた資料では社會經濟的に Servus と mancipium は必ずしも同一の内容を示さず、mancipium の方は資料の壓倒的な數で獨立の Hof や農地に定住してゐる非自由民を示してゐるが Servus, Puer, Homo, ancilla は主人の家數や館の不自由な僕婢や家令 (Gesind, ministeriales) が問題になる場合に主としてこの名稱が用いられてゐる(同一一五頁)。勿論資料の上では土地なしの Mancipia が寄進されたりすることも起るのだがその場合にも右の關係上 Hausliener としての非自由民と自分の土地から分離された土地定着民 (Grundassen) とは區別されることになる。

中部獨逸では之等の Mancipia は、ヘルマン・アウビンが中世のラインランドで頻繁にみうけられるとしてゐる Liten, Laten とその生成過程を異にし、その法律上の地位と社會經濟的な實態の距離は顯著である。リユトゲはその例證として Grizing なる者が七九六年にフルダ修道院に寄進してゐるマンキピアの一人がセルヴスと所有してゐる例をあげてゐる。逆にまたセルヴスと記されたミニステリアールスがマンキピウムを支配する場合にもこれらのミニステリアールスがグルンドヘル的に經營せねばならない大料地を委ねられていたので何等驚くにあたらない。したがつて不自由な家婢(一般にセルヴィ)

は、彼等がその状態にとどまつてゐる限り、中部ドイツでは農制の發展にとつてもはや本質的ではなくマンキピア、つまり土地に定着された非自由民の方が重要である。しかし乍らそれにしても之等の非自由民間の限界は流動的であり、また事實上少なからざるセルヴィが右の意味でのマンキピアになつたことが明らかにされ得る。したがつてドーブシュにしろ、リユトゲにしろ早期カロリシガのウルバールや寄進文書の極限で作業してゐるのであるがその極限を濫過したカロリシガの社會像がすでに形成されてゆくわけであり、資料の超克が拒みがない迫力をもつて迫つてくる。その意味で當面吾々の研究對象に不可欠なリユトゲの見解を首尾貫徹するために自由民や貴族について觸れることは逸脱にはなるまい。リユトゲは上述の so

Facto な社會經濟的移行關係を中部ドイツの自由民に就いても追求してゐる。その際學說史的考慮を拂ひ、ドラスティックなドグマに反對し乍らも「古い自由民が非自由民になつたのはなしに全社會構造の變化が完全な變革を齎した」とし「事實古い自由農民の壓倒的な多數がその古い人格的自由を失わずに(新たな)「不自由」(な状態)に轉移した」とものべてゐる。リユトゲの述べるいわゆる全社會構造の變化が早期カロリシガ時代のグルドヘル的社會制度のフォルムの伸張にその原動力を置くことは疑いないとしてもそのようにスムーズに、社會的緊張なしに古い自由を侵害し不自由な状態に農民を轉移せしめたカール・マルテルやピピンの政治や政策、特にピピンの

國家のクリスト教による神聖化 (Sacro) は、リユトゲの問題提起に緊密に關連してゐる。しかし乍らこれらの問題への展開過程で自由な農民の社會構造が必ずしも經濟關係のみによつては捉え難いドイツ農制史上新舊兩説を劃然と二分したゲルマン的なゲマインデの問題が存在した筈である。グルンドヘルシヤフトの伸張がリユトゲののべる如く社會政治的緊張關係を惹起しなかつたことの背後には當然グルンドヘルシヤフトとそのような農民社會のゲマインデとの關係がスムーズに轉移したことが豫想されてゐるわけであり、軍制や教區制、並びに地縁關係としてのガウやマルクの行政關係が、中世的家産の形成とともに當然その條件究明のための論議の對象たりうる。早期カロリシガ時代の農制變革が社會構造の變革の結果だとするリユトゲの問題提起は、一見自明のようではあるがドーブシュ以來方向づけられたグルンドヘルシヤフトに焦點を合わすだけで手軽にさばき得ぬ問題であると思う。その際 M・ブロックー・ブートルシュの方向を想起するだけでも問題の深幅の廣大さが理解されるだろう。

リユトゲは貴族についても古ゲルマーネンの Nobles や Principes (Fürsten) の系譜は文書の上では確認されぬので推定による以外はないとしてゐるが Edel と Ingenus も相互に流動的であり、兩者の障壁はないと述べてゐる。したがつてゲマインフライの中にアデルが事實上埋没されてゐるわけであるが Ph. Heck を批判し乍ら Martin Lintzel のザクセ

ン社會の研究にみられるようなカースト的な貴族 (adhalingi) のシュテンデでなくとも『貴族それ自體を否定することは、自分には研究した領域に關する限り不可能におもえる。そのさい自由な生れの衆團からの自由な生れの特別なグループの法的な上昇があつたのみならずそのことはますます本質的なものになつた、……法的な意味での貴族と社會經濟的な意味での貴族がつねに一致するかどうかは不明であるが、貴族の存在は争う餘地がない』とのべている。しかし吾々がフランク人史やフレデガールの年代記 (又はカール大帝傳) でみる *Optimates*, *primates* (*Primor*), *virii magnifici* の尊稱 (*Titulus*) や *リユトゲ* があげている *Nobilissimus viris, maiores natu, nobiles* の表現は *ロルシュ文書* では *わづかしかみうけられず* *Adel* (*Adal, Adol, Adli*), *Edel* 等の *Namen* から推測する可能性も存在するが、多くは *dux* (*Herzog*), *Comes* (*Grafo*), *Comitatus* の表現をとつてあらわれてくる。M. ウェーバーが『タキトスの自由なゲルマン人がグランドヘルであつたかバウエルンであつたかについて論争されたが、これらの區別はゲルマン人自身に多分解つておらなかつた』というように *コーデックス* や記述の中から *patricius* の社會的尊稱や *nobiles* のローマ的概念に妥當するとおぼしきものを探るよりもたとえ明示されなくとも事實上の社會經濟的な範圍を劃定する方が問題な譯である。

リユトゲのテッリンゲンを中核地とする中部ドイツのマンキピアの性格探究は *ロルシュ文書のマンキピアの性向把握* にみちびきの糸を與えている。リユトゲの示した古典古代の廣汎な奴隸制を経過しない中部ゲルマニアのマンキピアの史的性向はたしかに末期ローマのリベルトゥスやコロニアスと共通の方向をたどることは認めねばならぬがゲルマーネンの公私法の未分離に反映される政治社會構造からする兩者の史的條件の差異は著大である。リユトゲが中部ドイツにおける非自由民の社會經濟状態もしくはその法的地位がわきめて流動的であるというとき勿論社會的最低グループからの上昇及び自由民の漸次的な下降を考慮しているように思われるがローマの政治、社會、經濟及び法律條件とは異り、より彈力的なゲルマーネンの社會ではより自由な且つ流動的な轉移が資料の上で確認され得るようである。ワサル關係にとつては異質なものとされているトール書式集四三が若し非自由民にも規準たり得たとすれば (ローマの古典的なクリエンテラ (パトロニアス・クリエンヌ關係) またはガリアのケルト的セナトールの社會及びゲルマーニアでのパトリキウスのグルドヘルシャフトの諸系列をしばらく措くとし (23) マンキピアによる *Mansus Servilis* または *Terra Salica* (25) の占有の形での被護がこの規準に従つてグランドヘルによつて許與される場合も起り得たであろう。(ゲルマニアの

被解放奴隷に對する主人の保護 (*mundeburd*) 及び前者の義務 (*obsequium*) については知られてゐるが、自己並びにマンキピアの寄進を行う際の貢納義務を伴う *Cartula mancipiorum* (*Chronik*. 119) (1084-1088 anno) は、マンキピアの法的社會的地位を示唆している。(尚リユトゲ『農制』百一頁一頁参照。) 早期カロリಂಗーの叛亂した豪族や從者のマンキピアが叛亂の鎮壓のちに統治者のレウドの所料に編入される場合にも論理的には同一の過程をとりうる譯である。「しかし乍らマンキピアの發意による開墾については不明である。(Lütge, ebenda. S. 196) 尚 *ルンシュ* は *stirpus novale*. (*novellatio* 參照。) *Lex familia* (*Hof Recht*) の形成過程における否グランドヘルシャフトそのものの形成過程におけるこのような動きは自由農民の自然村落のグランドヘルシャフトへの編入の過程とともに *ロルシュ文書の性格上資料の背後で行われるのでその發掘は至難である*。年代記、寄進帳、質子帳では聖堂經營の記録がうかがわれこそすれ *ヴィラ* 内の生活は恐らく自明のものとして記帳者の關心にのぼらなかつたのであろう。そのような事情のもとにおける *ロルシュ文書のマンキピア* は、いわゆる *カロリಂಗーの『急襲的帝國主義』* もしくは *リユトゲの主張する『社會構造の轉換』* の點でもその史的方向をひとしくするとは言え、ほぼ六世紀後半における同事情の東西ローマ社會における *コロニアス* に對しどのようにその獨自性を主張し得るであろうか?

テオドール・モムゼンは同時代の西ローマのコロニアスについて『法的な不自由をあらわすセルヴス、アンキラ、マンキピアなる記述が「教皇」グレゴリウス「一世」のもとでコロニアス自身に用いられているか否かは私には疑わしいし、またそれが證明された場合でさえも證據として充分でないだろう』とのべているがローマ法の規定や小作契約の内容及び聖堂の管理様式の相違にも拘らずその經濟状態はきわめて接近している。しかし乍ら *グレゴリウスのコロニアス* が聖堂の *Mansus servilis* (28) に住み、聖堂の農地を耕し年二ソルドゥスの小作料を支拂うように文書契約 (*Charta, Chartula*) を結ぶこととからコロニアスの經濟状態がすべて同一であつたということにはならない。モムゼンは教會の農地の小作と並んで上述の不自由な半ば自由な農民によつて耕作される教會の自己經營 (29) についてのべている中で豊かなコロニアスと並んで *牝牛や羊や小豚を補償される貧しいコロニアス* について語つてゐるが之等は *教皇のセルヴスやアンキラ及びマンキピア* と殆んど接近した經濟状態にあつたにちがいない。しかし聖堂にとつてはすでにコロニアスが自由か不自由か又はその經濟状態如何というよりは一定の金額で表現された現物給付を納め得る能力に關心があるわけであり、他の不自由民よりはこの點で高く評價されたのであろう。従つてリユトゲが中部ドイツで "*troufariz*" と呼んでいるものに近かつたと思われる。アナスタシウス帝の立法以來自由な小作は組織的に終りをとげつつあつた。

東ローマ(バイザンツ)でも七八世紀に農民法 (*leges Teopitricae*) の對象となる自由農民の村落の存続や奴隷の再生産に拘わらず農業生産の基盤はコロヌスに轉移しつつあつた。戦争による荒廢や役人の恣意や頽廢によつて生じた負擔の増大により農民大衆が勢力者たる大土地所有者の隸民となり、他方ユスチニアンの專制的政策は農民の土地への緊縛を一層強化した。しかし農民の經濟的悪化は大土地所有者を利し、三〇年の契約期間が短縮又は更改され、世襲的なコロヌスは不安定なコロヌス (*adscripticii*) に急速に轉化して行つた。しかし乍らゲルマニアのコローネンについてはたとえそれが密進の對象になり得たとしてもそれは土地定着義務に關してであり、その經濟状態の多様性にもかかわらず尙東西ローマのコローヌスより緩和された人格的自由を享受していた。⁽³⁴⁾

ロルシュ文書にあらわれるコロヌスは

- Chronik 85. *Predia culta, vel inculta, una cum colonis et familiis suis.* (コロヌスとその家族を伴う耕地若しくは未耕地)
- Chronik 151 *Colonus.* (1148)
- ” ” 153 *ad novellandum, colonis locandum* (1148) (コロヌスに貸與された新開地⁽³⁵⁾)
- ” ” 157 *de familia seu de colonis.* (1165)

” ” 164 *familiam siue colonos* (1179)

であり、年代的にも後代のものでその數も僅少である。以上のコロヌスは何れも土地定着義務(と收穫物の給付)の點で一致するとしても何れも異つた史的傾向を有し、人格的自由を喪失した場合にもゲルマンのマンキピアとその同一性を主張し得ない。勿論之等はいわゆる庄民 (*Virani*) に對して廣く農奴 (*seil*) の階層におち込むわけであるが、ゲルマンのマンキピアのグループ内部においても土地なしのマンキピウムもしくはセルヴスが富めるマンキピウムによつて所有されることになり得た如くここでは農奴一般では意味をなさない。

サリカ法典二十六章にみえるリトッスやセルヴスまたはガリアの領域でのセルヴスの解放のように農業經營上又はその他の契機により主人(や部王)からその社會的地位を引き上げられるというよりは寄進その他により擴大したゲルマニア内部の聖堂經營の諸記録中にあらわれてくるマンキピアはすでにそのグループ内部に分裂の契機をもつていたわけであるが聖界(若しくは俗界)のグルンドヘルンシャフトの形成が極めて急テンポに進展したためにその自己發展をとげぬうちに大グルンドヘルンシャフトの手中におちこみ、半面グルンドヘルンシャフトの急速な展開を容易にしたと考えられる。若しリュトゲの主張をふえんすればその際兩者の伸張關係は互に相侵すものではなく並行的であつたということにならう。それだけにメロヴィンガ

一末期並びにカロリಂಗー初領の豪族 (*Seniorat*)、王侯 (*Rex, Dux*) と方伯 (*Comes*) の政治並びに軍事、宗教的、*ユバンヌング* は著大であつた。トールのグレュールによつて描き出された王室の凄惨な殺害事件や豪族の相次ぐ叛亂は、このような自由な社會の恐れを知らぬ放膽な支配者間におけるドラスティックな動きをその背後の不明な農民社會と全く對照的に示している。一體このような社會の構成關係はどのようなものとしてあらわれるのであろうか?、家産の形成や對人的なワサル關係によつて古ゲルマンのフォルクスゲマインデ (*Civitas, natio*)、並びにハーグス (*Pagus, Gau*)、フンデルンシャフトの人的結合は崩れずされ、また地縁的關係をとるに至つたガウ、マルク⁽³⁶⁾の自然村落も今や聖俗兩界のグルンドヘルンシャフトによつて分斷されてゆくそのような事態の中でいわゆる自由なフランク社會を再構成するゲマインデの關係はマンキピアの世界でも存在し得たであろうか? 聖界における聖職者達の横斷的協同意識の發生⁽³⁷⁾、軍政上の又は裁判における集會に對應するゲマインデな關係がマンキピアの世界でも何等かの形で見出しうるか否かはロルシュ文書の資料を越えた問題である。マルクゲマインシャフトというよりはロルシュ文書にみえるマルクは、カエサル⁽³⁸⁾のガリア戦記にみられる境界地に設けられた荒蕪地の如き境界 (*Terminus*) もしくはそれによつて包括される土地の廣表を示すものが大部分であり、99. (anno. 798) in Nortgouue in Rothermarca tertiam partem (1/3) de

『ゴットフレンス・ラウレンス・ハムンシス』におけるマンキピア

ipsa villa vel marca. (寄進)。14. (anno 790) in pago rennense et in lobodenense sitas, in villa Wineheim marca, quicquid in ipsa villa vel in ipsa marca habere visus sum. 33. (anno 886) in pago Hatuararia, in Odeheimero marca, in villa quei dicitur Geizerfurt. 等にみられる如く「ヴィラ」もしくは「マルク」の三分の一の寄進。「ヴィラ内のマルク」「マルク内のヴィラ」に存在するものの寄進といつた地縁集團、廣袤相半ばする表現もあらわれるが之はむしろ僅少であり、地縁集團は多くはヴィラの表現をとる。持分をあらわすマルクについては、946. (anno 946) *marcam de silva 3661. marca in silva. がみつけられる外 32. (858) waltmarca. がみられるにすぎない。* したがつて *mancipia amplius quam XXV cum omni collaboratu (vel sortes) eorum* (37076 An. 787) と VIII *mancipia cum omni collaboratu suo* (37160 An. 790) の如くマンキピアがその耕地を保有する場合はみられるが森林や牧地草地の持分をもつ場合はみつけられない。

最後に之等のマンキピアの familia の構造がどのようなものであるかについては文書の作成者は殆んど自明のことからとして淡々と名稱、妻子、人數を記すのみであり、また

[Alte Hubenlisten aus Wetteran und Lahngau.] 3680 3681.

De Niueren. In uilla Niueren est hube 1 indomnicata et serules hube XXV et mancipia CXVII.
 De Erdehe. In Ersehe est hube 1 indomnicata et serules hube XXVII mancipia CXLIII.
 De Laren. In Lare est hube 1 indomnicata serules XXIII et mancipia CL.
 De Wizenliu. In Wizenliu est hube 1 indomnicata et serules XIV et mancipia XXXIII.
 De Oberehouuen. In oberehouue sunt hube XXI una indomnicata et serules XX mancipia LX.
 De Crutfelen. In Crutfela hube 1 indomnicata serules V mancipia XVIII
 Geuniraden. In Geuniraden hube indomnicata. Serules III mancipia III.
 右の如くマンキピアの世帯構造が不明な如く各ヴィラ内の數が並記されてゐる。その如くマンキピアの作業のうら 3683 [Nachtrag zu 3681]
 Hube de Erdehe. In Erdehe sunt hube plene XXXVII et alie XVII que operantur III dies in ebd (omada).
 Hube de Niueren. In Niueren sunt hube plene XXXVIII et dimidia I que operantur III dies in ebd (omada).

Hube de Crutfela. In Crutfela sunt hube VIII et alie XXII que operantur III dies in ebd (omada).
 Hube de Holzheim. In Holzheim sunt hube V et alie XV que operantur similiter, et ecclesia.
 De Oberehouuen. In Oberehouue VIII similiter operantur.
 De Cleheim hube. In Clehen hube VI et dimidia.
 De Willenstat. In Willenstat hube I et dimidia.
 De Lichen. In Lichen hube II et alie III.
 De Clopheim. In Clopheim hube VIII.
 Hube de Grunouue. In Grunouue hube VIII.
 Wertdorf. In Wertdorpha ecclesia let hube VIII.
 Werdolfesh (usen). In Werdolfeshusen hube VIII.
 De Rumpphenheim. In Rumpphenheim hube XX.
 Que hube omnes in summan collecte funt CXXLIII.
 と記されている。年代については兩文書共に明示されてゐるが三六八一は八世紀前のものと推定され、三六八三は、八二三年後のものと認定されてゐる。兩文書からニツレンのヴィラやエルグデは(後に示すマンキピアの世帯人員から考慮して)平均四人から六人のマンキピアの家族が領主のグーツ・フーフエに附屬した、または附屬しないセルヴス・フーフエに住み、そのセルヴス・フーフエに對して賃子を給付し、更に領主の所謂

hube plenaからsaliland(直營農地)に作業してゐた事が知られる。右のマンキピアの世帯構造が不明な如く各ヴィラ内にaliodiaを耕すロルシュ聖堂のみならず如何なるグルンドヘルシャフトにも編入されぬ自由民がどれ程存在したかに就ては上述の土地臺帳の性格や目的外の事であり之等に就てはロルシュの夫々の文書に當る以外ないであらう。ロルシュ文書にあらわれた耕地制度については別に機會を改めざるを得ないがaliod (allodium) については一、一二(NII)ノ、一三(NI7)ノ、一八六、一五二、一三七、一四〇等その數は僅少であり、寄進の對象となつたもの以外の數は勿論不明である。Ingenuiについても同様な事情にある。上述のLahngau, Wetterauについての延延七六葉にわたる寄進又は交換文書中にalod, ingenuiと斷る文書は各一通にすぎない。したがつて文書に現れた之等の數が文書にあらわれぬもの數とどれ位の比率を以ていたかについて責任をもつて答えることは至難なことと思われる。リットムが問題としたような自由民のautotradition (Selbsttradition) の形がUrk. 119, (532) *839, 2867-米715, 1110. (自由民のoffere又は) 廣く聖堂へのseruiensとしてあらわれてはくるが(別に非自由民と同居する自由民を考慮してもなお)自由民の全體を推測するには困難である。唯々自由民の數が僅少になりつゝあつたという印象が與えられるにすぎない。(*Urk. Nr. 839. nosmetipsos [=nos mitipsos] ad seruiendum tradimus.) (*Urk. Nr. 1110. Ego in

dei nomine Erpman dono.....in Pago Wornat, inBruckenheim marca omnem collaboratum meum, et me ipsam ad seruitum.)
 耕地形態や世帯構造と關連するゲルマニアの自然村落の形態についてリットゲは「(古)ゲルマニアの居住形態は、散居形態及び小村落であり、後の時代に始めて成立した村落居住といつたものではない」とのべているがベヒテルは村落共同體的秩序の研究に當つても「經濟秩序と村落の生活共同體的秩序は區別すべきだ」とし、ドーブシュが舊マルクテオリーに對して加えた批判の上に立つて「マルクの經濟的統一性と社會的統一性の假定には何等強制的な根據もなくまたそのための眞實性も根據もない」とのべている。後代の資料からの類推の危険さの示唆とリットゲのいむゆるグルンドヘルンシャフトを中核とする社會經濟構造の變革に解明の糸口を與えるものとして集團居住かアインツルホーフかといつた問題又はそのパラリズムをとるよりは前進したものと云ふべき。

以上の諸條件のもとでのロルシュのマンキピアの世帯構造を探るわけであるがセルヴスやマンキピアの社會經濟的概念は複雑であり、上述の如くサリカ法典のみならずカール・グレッツナー自身においても例えはChronik 36 Rg. Nr. 3466 にみえる妻子とともにセルヴス・マンヌスに住むEngiltratと呼ばれるセルヴスを年代順文書目錄の發題でmep. (mancipia) と記す如きことが行われてゐる。このような事態は文書作成に

當る筆寫人においてすでに例えば文書番號三七六七と同一九
九一における様に前者のセルツス」を *manu mancipium*
と記している如く明確に區別されておらなかつた程流動的であ
り、このような事情のもとではさげがたき事態と言わねばなら
ない。文書全體の構成その他についてグレンクナー自身が「結
語」でのべている如く之等の缺陷については「編纂者自身が」

番よく知つてゐる」譯である。したがつて當面吾々の作業にと
つて上述の不適確な表現やミスプリントは越えがたい障害では
ない。以上の事情を考慮して次にマンキピア、セルツス、ホモ、
アンキラに就いて資料を整理した。(しかし遺憾乍ら印刷の都
合上左の若干の例示に止め、全部割愛せざるを得なかつた)。

年代	数	摘要	目録 番號	文書 番號
764. 7. 12	—	litis et mancipia	2	1
765.	1	servus (nomine Landolfum)	615	222
767. 6. 29	1	servus (cum mans. I in quo ipse manet, [] cum sorte sua)	187	812
767.10.21	2	mancipio cum manso et sorte (Adulfus et Ruginulf filius eius)	220	441
766.11~ 767.11	5	mancipia, cum omnibus que habere videntur.	239	1837
767.11.1	1	servus (quidquid idem servus habere visus est.)	248	1244
772. 8. 12	44	mancipia (Ohne Notiz)	792	3170
772. 12. 3	6	mcp., (his nominibus, Willehild, cum filius et filiabus suis, Herpho Crodic, Birnico Aderhildo, Hirminhild, Wibhild, Chrodulf)	845	1342
774. 5. 21	6	mcp., (Sex, Erluwin et uxor sua Eutilina, Autorn Franco, Gishlulf, Tanquin)	1005	1413
774. 9. 29	MS 9.—	(alios mansos III in quibus servi mei manent, cum ipsis mancipiis meis quorum, nomina hec, Nantheri et coniux sua Fronkin, et filia sua Aba, Wolfram, et coniux sua Lindila, Rodbrig filia sua, et Suabin, Albuuin, Amaldrud,)	1088	496
792. 3. 4	1	mcp., (his nominibus Zeizliub, et liberi eius Richof-Liubrecht Lambrecht et Rartgart.)	2361	1209
807. 6. 24	1	1 mcp., (et Richerum seruum meum, qui in eodem manso manere uidetur, cum omni laborato sua)	2963	690
834. 1. 7	4	mancipia illa quei ex eadem uilla orta sunt, et hactenus ad fiscum nostrum Triburim deseruierunt, id est, Loubam cum infantibus suis tribus, Muniswind cum infantibus suis tribus, Adahildim cum infantibus suis duobus, Liebedagam, cum infante suo uno. (50)	3269	25

Servus の條件に就いて重複をいとおす抽出すれば
Urk. Nr. 17, 30, 46, 70, 72, 81, 89, 126 (tam ingenui quam servi.)

19 (servi proprii cum uxoris suis et liberis in der Umgebung, unterschieden von mancipia am-
Ort: mansi mit servi manentes cum uxoris et lib.)
33 (mit Huben.) 36 (ms. Serv. in quo manet s., 30 ingera)
95, 97, 104 (hubae cum servis et uxoris)
488, 495, 496 (ms. in quibus serv. mei manent) 516 (1/3 molinum 2 serv.) 537 (cum ms. et sorte sua) 584, 659 (.....serv. cum hoba sua.) 670, 690 (ms. cum 30 i., et serv. qui in ipso manere videtur cum laboratu.....) 696, 759, 799 (ms. ubi 4 serv. manere possunt.) 810 (3S. cum pomeris et omni colabratu eorum)
812 (et ms. in quo manet. cum sorte sua). 840, 887, 888 (et hoba in qua man.) 936 (mit benannten Pflchten gegen das Kloster.) 947 (cum suo mso. et sua sorte). 983 (in mso. cum peculiari suo.) 987. 1244. (et qdd. hab.) 1303 (ähnlich). 1390 (et vineas quas fecit et qdd. hab.) 1522, 1561, 1582.

『ラヂンヌ・マンキピア』と『アンキラ』

1661, 1673, 1915, 2037 (ms. cum casa et curia in qua serv. manent). 2099, 2104 (verkauft). 2173, 2217, 2319, 2400/43/56. 2590 (cum hb. sua et omni possessione). 2628, 2746, 2805, 3072/3 = 3728 b/a. 3098 = 3691 a. 3269, 3371/2, 3376, 3392/5. 3398, 3400/3, 3459/63/96. 3620, 3671, servi, serviles feminae, 3694, 3716, 3752 c, 3797.

(尚之等の文書にあらわれた非自由民の数は、長年月にわたるので、彼等が死亡することを當然考慮せねばならず、またその数の増大は必しもそのまま修道院の隆盛を下すものではないので、その文書記載件数のみをここに示しておく。) Liten. 3件. Mancipia. 532件. Commutatio. 1件. Servus. 78件. Ancilla. 3件. (Lidus) Homo. 16件

以上の如く、セルツスとマンキピアについての絶対数の計算は、不可能なることが知られる。文書作成者や手寫人に兩者の區別が判然としていないというよりは、「余のマンキピアの半分」若しくは單に「マンキピア」と示されるのみでその數が明示されてゐぬものが可成りに存在するからである。しかし乍らそれにも不拘マンキピアが少くともロールシヤ聖堂經營の直接又は間接的生產擔當者であつたことに對しては論議の餘地のない程明白に確認される。直接生産者としてのセルツスの社會經濟的狀態は、ほぼマンキピアと等しいものとなるが、資料の示す

限りではロルシュ・聖堂經營の基盤たり得る程歴倒的な敷を示していない。したがって Schollpflichtigkeit の點で文書作成者が時にマンキピアをセルヴスと混同することが起つても上述の資料中では同一文書の中で両者が判然と區別されているのが正常であり、その區別は Urk. Nr. 659 の如くかなり後年までみうけられる。セルヴスのうちミニステリアールスとして聖堂に奉仕する者は、必ずしも古典的奴隸(被解放奴隸)より高度な獨立の可能性をもたぬように思える。(Pfarrcochianos (Pfarrangehörige), (Urk.Nr. 152), ministerialis (Urk. Nr. 158, 1147. Optimo lidorum (Itis) jure) 3671, 3833) マンキピアの中に Adel, Adal, の名をもつた者が果して貴族から轉化したか否かについては、全く筆者には不明である。ただ Urk. Nr. 40, k. 66. 等でスラヴ人の移民と明示された者が見うけられるが、ヤコン・グリムがイルミンン修道院長の土地臺帳にあらわれた農民について行つたように、マンキピアの名前からフランク人かゲルマンの何族か又はローマ人かガリア人の出自かを判断することはきわめて困難である。之等のマンキピアの世帯構造は前述の資料の示す限りでは殆んど夫婦と子供が一家を構成して Mansus (huba) の Casa に住んでいるので、前述の姓名判別による縁戚關係がその部族的連關とも判明せぬ以上之等はアインツェル・ホーフで(セルヴス・マンスタ)時には自由民やセルヴスと同居していた以外、その生活關係を確定し得ないようである。⁽¹⁹⁾

最後にリュトゲのいわゆる中部獨逸の社會經濟的特異性は、政治的條件をも考慮するとき又は封建社會への進展過程でどれだけロルシュに對してその獨自性を主張しうるだろうか? 例えばリュトゲのあげるリテンの缺如の如きロルシュでも Urk. nr. 1. (202 zelle) でみうけられるのみで hubai lidorum (3678, 3680) についても二文書を數えるにすぎない。貴族からセルヴスに至るまでその社會經濟的狀態が流動的な社會ではマルチン・リンツェルの研究によるザクセン社會と異り、兩者(中部獨逸とロルシュの領域)の差異は僅少であり、リュトゲが『農業史的全敘述がこれまでほとんど原則として西獨、ライン領域とその資料(その中にロルシュも入る筆者)から出發した』として中部獨逸をドイツの原型とはいわぬまでもその特異性において捉えようとした業績は保存さるべきであるが、少くともマンキピアについては兩者の距離は微細であると言わざるを得ない。

一九五三、七、八日 稿了

註

(1) 獨逸中世史研究、第五。(グレンツナーの精緻な編纂にも不拘勿論ミスプリンツや明らかな手落はあるが、極めて微細なものである。) (Codex > cindex > codicaria-Book or documents.)

- (2) 1 Bd. Einleitung Regestern Chronik. VIII. S. 57—62.
- (3) De fundatione Laureshamensis monasterii. Anno dominice incarnationis 764.
- (4) Cancor illustris rhenensis pagi comes, cum matre sua religiosa et deo acceptabili Williswinda, vidua Ruoperti comitis, 1) monasterium Lauresham in insula²⁾, quei nunc appellatus Aldemmunster in-ciantes, venerabili Ruotgango, Metensis, ecclesie i-archiepiscopo ad instituendam inibi monastioei pro-fessionis militam tradiderunt, (ibid.)
- 1) Totenbuch zum 18. Febr.: Ruoperti comitis. Hic f-uit maritus domne Williswinde. (Ibid. 4 Not.)
- 2) Insula heißt seit ihren ältesten Vrkunden (Nr. 131 von 1070) (MLXXI) [1071] erst die Neugründung Altemmünster, die jedoch de-shalb keine eigentliche Insel gewesen sein muß. (ibid. 5. Not.)
- (5) F. Engels, Familie. 「例へば最古の文書『マウラントムの文書集 (Codex Laureshamensis)』の如きは……」尚ノルダ聖堂創建七四四年。但しテクムトでは “Die äl-esten Dokumente“ となつてその問題である。
- (6) Wisgoz.

『コックス・マウラントム』と云ふマンキピア

- (7) キルカ法典『ロムノム法典の語法』後く Libertus (Lex Salica C. 26). 又はローマの Libertinus, Iheri (Cic.) (freedman) と置用してユリウゼ Ingeni 又は Francus とした方が適切かも知れぬが大した問題ではなからユリウゼの語法をそのまゝ紹介した。事實上ローマの一般の文獻のみなイェロムニク文書及び Liberi 又は Edelfreie 又は 隸農に對する自由人の契約に用ひられたる。 (184, 158/3767 a = 3771.) (従 Conliberti = colliberti 又はコリキト末期共和制下のローマに於て知られたコリキトイギリスの Domesday survey 及び大量に見出される。)
- (8) Hermann Aubin, Von Altertum zum Mittelalter, S. 8—9. 彼等は Litani の等族の起源を服屬に於てコローマに於てあるとす。 Litige, Agrarverf. S. 2.
- (9) Nr. 120 (Ruodmunt et servus eius) (マキトムニク文書) F. Lütge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters. S. 117—S. 121.
- (10) Fulda kloster の華房 (Familia) の屬人のうち二人のマンキピアをもちたる若干の者はセルヴスをもつ。
- (11) Dronke, Trad., Kap. 50)
- (11) Lütge, ebenda. S. 116—117.
- (12) Ebenda. S. 106 u. S. 109
- (13) Ebenda S. 106 u. 109
- (14) Ebend. S. 94.

- (19) Optimates (Migne, Patrologia.—Latina. Tom. LXXI. p. 690.) (J. Calmette, Charlemagne. p.212-3) Primates—[priors,seu(v) primores, primates] (Migne, ibid., p.630 (639.)). (Primor—Einhadi Vita-karoli magni imperatoris, 20).
- Magnifici viri—(Migne, ibid., 155, 436, 492,1305, 1330)
- (20) Lütge, Agr. Verfass, S. 87)
- (21) primates—chronik. 138, 142. (Band., 1. S. 422) nobilis—15314, 160, 3834 (1270)—Benannte.
K 124—unbenannte
29. K31, K 51, K 63, K 134 a, 15519, K 164, 1147 (791, verfälscht).
- (22) dur—6 a, 85, 135, K 46, K 61, K 66, K 89, K 128, K 164.
- Comes—Grafenlist. 4, 31, 53, Z, 62, 85.....
- Comitatus—in Grafenlist. 45, 47, 32, 82.....
- (23) Max Weber, Der Streit um der Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts. (Uの譯註はマン・メントがタキヤノクローの譯法を語のロテック・マン・ハーバーはマン・トーンの譯法を語のロテック・マン・トーン。(*Les Germains connaissent-ils la propriété des terres?))

- (24) 4種の大なる farones-barones-fara (migne, ibid., 632. p) 等々を以てするに非ざるべし。
- de patricius 以下は migne, ibid., 164, 62. 等の譯註。
- (25) Ebenda. S. 1.
- (26) 上原專輔教授「獨逸中世の社會と經濟」(四六一—四七頁) F. L. Ganshof. Qu'est-ce que la féodalité. p. 20—21.
- (27) Patricius Romanorum (Codex Laureshamensis. 8, 9, 72, 78, 402.) de Patronus (ibid., K 7, K120/3, 124, K 134 b. 248, 64, 95)—但し其等は前掲のマン・トーン人史に於ては其の譯(164, 96, 62) 以下はロー一般的表现。
- (28) A. Dopsch, Verfassung= und wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 231. Katho◇mansus seivilis◇—轉家文を轉家。H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. 1 Bd. S. 310.
- (29) Georg Waitz, uber die altdenutsche Hufe. S. 48.
- (30) 上原專輔「獨逸中世史研究」(四頁)。
- (31) Theodor Mommsen, Gesammelt Schriften. Band. 111, S. 182.
- (32) Fustel de Coulanges, Le colonat Romain. 173—174.
- (33) Mommsen, ebenda, S. 179. (M. Rostovtzeff. The social and economic history of the Hellenistic Wc.

Fid. Vol. 1. p. 278, 290.

- (34) Mommsen, ebend, S. 181. 教會の直營地ではあるが例え奴隸、女奴、マンキピアによつて經營されることでも Cato & Columella の農業經營のモノと Decuria と編成され Monitor 以下はト管理されるモノと見なすことにはマン・トーンの收穫の土地が貢納することと生涯賃與されたこととから考えしリロムンが Servitores により中部マン・トーンの社會的最低のマン・トーンである賦役奉仕義務者と呼んでゐる biduani, triduanii, quadriduanii (一日役、三日役、四日役) のように其の再生産の自由を許容されたことによつてある。(Lütge, ebenda. S. 190—191)
- (35) Mommsen, ebenda. S. 182.
- (36) Georg Ostrogorsky, Geschichte des byzantinischen Staates. 33, 44, 63, 74. S. A. A. Vasiliev, Justin the First p. 344—353, p. 404—406. p. 407—413. History of the Byzantin Empire. p. 85, 113, 245—47. Louis Bréhier, La civilisation Byzantin. III. chap. VI. Diehl, Les grands problèmes. chap. X.
- (37) Ernest Stein, Histoire du bas-empire. 208, 413, 616p.
- (38) Lütge, ebenda. S. 195—198.
- (39) 上原教授「獨逸中世史研究」第一論文。
- (40) 上原教授「獨逸中世の社會と經濟」一四二頁。『ロルマン』

- (41) 文書の vilia は marca と同様 pagus (Gau) より更に小單位の地域團體を指す。(主體的に事物を考察する中世人は自己の生活圏をそのように観じたのであらう。尙同文書は marca は ① Geldwert. ② Grenze und das von ihr umgeschlossene Land. ③ Anteil an der Waldnutzung の意味とを用ひられたる。)
- (42) 上原教授「獨逸中世史研究」一八二頁
- (43) 四卷三節。
- (44) 「ウエッテラウ及ラインガウからの古フロン・ヘ・リスト」(文書番號三六八〇) (同) 三六八一
- ニウ・ウ・マン・トーンに於て。ニウ・ウ・マン・トーン・ウイラ内には、領主のフロン・フェー及びセルヴスのフロン・フェー一十(人)がある。
- ヘルダに於て。ヘルダには領主のフロン・フェー及びセルヴスのフロン・フェー廿七、マンキピア一四三(人)がある。
- ランに於て。ランには領主のフロン・フェー、セルヴスのフロン・フェー廿三及びマンキピア百五十(人)がある。
- ウイツェンリッヒに於て。ウイツェンリッヒには領主のフロン・フェー及びセルヴスのフロン・フェー十四及びマンキピア卅三(人)がある。
- オーバー・フロン・フェンに於て。オーバー・フロン・フェンでは、フロン・フェー廿一(うち)領主のフロン・フェー、セルヴスのフロン・フェー廿一、マンキピア六十(人)がある。

クルフテレンについて。クルフテラでは、領主のフーフエ
一、セルヴスのフーフエ五、マンキピア十八(人)がある。
グヴウイラーデン。グヴウイラーデンでは、領主フーフエ。
セルヴス・フーフエ三、マンキピア四。

(40) (文書番號) 三六八三、[同三六八一の補遺]

エルダのフーフエ。エルダでは卅七の完全奉仕のフーフエ
及び週に三日作業する他の十七の「セルヴス譯者」フーフエ
がある。

(ebdomada = *ebdomada* = hebdomas = ebdomadariamente.)

ニヴヴェレンのフーフエ。ニヴヴェレンには卅八の完全奉
仕のフーフエと週に三日働く半奉仕の「フーフエ」がある。

huba plena, (cum pleno servicio). Mansus plenus.
cum pleno servicio に対応。)

クルフテラのフーフエ。クルフテラには八フーフエと週に
三日働く他の廿二「セルヴス」フーフエがある。

ホルツハイムのフーフエ。ホルツハイムでは五フーフエと
同様に作業する他の廿二フーフエ及び聖堂一宇あり。

オーバーホーヴェについて。オーバーホーヴェには同様に
作業する十九「フーフエ」あり。

クレハイムのフーフエについて。クレヘンには六フーフ
エと半奉仕のフーフエ。

ウイッレンシュタットについて。ウイッレンシュタットに
は「フーフエと半奉仕のフーフエ」。

リッヘンについて。リッヘンには二フーフエと他の三「フ
ーフエ」

クロツプハイムについて。クロツプハイムには八フーフエ。
グルノヴヴェのフーフエ。グルノヴヴェには八フーフエ。
ウエルトドルフ。ウエルトドルフには聖堂一宇とフーフエ

九。
ウエルドルフェンシュューゼン。ウエルドルフェンシュューゼンで
は九フーフエ。

ルムフェンハイムについて。ルムフェンハイムでは廿フ
ーフエ。

總額集計フーフエは二四三となる。

(41) 本文で省略したがほぼ八世紀のものとして推定される三六八
〇の文書では、

エルダについて。エルダでは領主のクルティス^(a)にセルヴ
ス・フーフエ一〇、(水車小舎)ひき日(molendinum)「
リテンの完全奉仕のフーフエ廿六が附屬し、同所では「セル
ヴス・リトタス・フーフエ」に對し「豚(頭)」、現金^(b)(ad
pretium)五ソリドゥス(siclorum)及び替馬(parafredus
= paraveredus)及び領主の麻^(c)「織った」麻布(camisile)
もしくは「ソリドゥス及び卵卅(箇)」が支拂われる。(a.
Curtis, Bauernhof. später oft grosser Gutshof.
b. Camisile, 長と入替、中二尋の純麻^(c)(織られた)
麻布, Linens pannus de puro lino in longitudine 8.

3534, 3684 b. (三三) 交換 (Commutatio) Liber...

134158, 3767 a = 3771. (urk. Nr)

(37) ロンント文書に Wilare (villare).....19 (815f.)40
(877 J.) 216 (804 J.) 771 (802 J.) 805 (867 J.) 2298 (863
J.) Vius 2890 (782 J.) 65 (917 J.) 140 (1100 J.) K 141,
K 143 a. b (ganz) K 144, K 154, 154, 161, 3668

(44) F. Lütge, Deutsche Soziale- und Wirtschaftsge-
schichte. S. 21, 1952. 中世の「^(a)」は別に新奇な
ことではなく「^(b)」や「^(c)」等の「^(d)」の一般の見解と一致す
るが西南ドイツや中部獨逸に關するリュエグの研究の重きが之
に加重されている。

(49) Heinrich Becher, Wirtschaftsgeschichte Deuts-
chlands. S. 63, 1941.

(49) Eboenda. S. 66.

(47) 同様な例は文書番號二九九三と三七六五a)でも見出され
る。前者ではマンキピア一となつてゐるが後者ではセルヴ
ス一となつており何れもそのフーフエを保有してゐる。

(48) その中に余のセルヴス達が、余のマンキピアとともに住
む他のマンクス、このマンキピアたちの名は、ナンテリとその
妻インキン、及びその娘アバ、ウルフラムとその妻リウ
ヂメラ、その娘ロビルダおよびスアビン、アルブウィン、
アアルマルム。(セルヴスとマンキピア二世帯その他の「

ulnas, in latitudine 2.')

同じく卅セルヴス・フーフエ、同所には麻布「オモナリ
タス、卵十二(箇)が支拂われる。

ニヴヴェレンについて。ニヴヴェレン・ヴィラでは領主のク
ルティスに、廿(セルヴス)・フーフエ(そしてそのうち八つ
は何等使用に適せず)(水車小舎)ひき日「リテンの完全奉
仕のフーフエ廿八が附屬し、同所では一頭の豚、現金五ソ
リドゥス及び替馬一頭、領主の麻で織られた麻布若しくは「
ソリドゥス(solidus)が支拂われる。

燕麦については五モグイウス及び穀物(frumento)の一
モグイウス、雞鳥二羽、卵十二箇。セルヴス・フーフエ四九
同所には、領主の麻で織つた麻布、若しくは「ソリドゥス、
雞鳥一羽卵十箇が支拂われる。

(八世紀のものと考えられる (In X ad dominicam
curtem pertinent.....) の如き方位格的變化 (Der alte
Lokativ Wizeniu) の用いられた語法は三六八一では省
略されてゐるが、ここでは同用語法を用いより完全な書式
でそのマンキピアの質子やフーフエの歸屬關係を明示し、
Crufelen, Oberhounen, Hekestat, Rumpenheim
について同様な記事が詳述されてゐる。

(37) ingenualis huba. 3671/3; mansus 3672-5. ingenu-
us 5, 17, 30, 46, 70, 72, 78, 79, 81, 89, 126, 56, K 70,
132, K 70, 137, 730, 763, 984, 1070-2, 1247, 1600, 3510,

『ノットクヌス・ラウレンス・マンクス』におけるマンクス

九七 (四二七)

ンキピア三つのマンスに分住。)

(49) 恐らくザイツリウベなるマンキピアが、その自由人と一緒に住んでいたのである。(この Liberi が自由民の出自であろうと又は被解放奴隷(つまりマンキピアと同格の者)であろうとその経済的状態は大差なし。)

(50) Langitio Ludouici regis secundi de Langenen. 各ウィラより此處に來たり、これまで余の所料トリブリンに奉仕するマンキピア、即ちその三人の子と共にロップ、三人の子を伴うムニスウインド、その二人の子持のアダヒルド、その一人の子を伴うリーベダグ。

(51) タキトマスが「ゲルマーニア」第十六章で „colunt discreti ac diversi, ut fons, ut campus, ut nemus placuit.“ (「ゲルマーニア」泉や野原や林に満足してちりぢりに分れて住む)と述べている生活慣習は „Vicos locant non in nostrum morem coneris et cohaerentibus aedificis: suam quisque domum spatio circumdat, …“ (「ゲルマーニア」吾々(ローマ人)のやうに建物を密着し、接合して村を設けず、その家を空地で囲む)の叙述とともに此處でももう一度注意する必要がある。勿論部族的自由が事實上消滅したマンキピアの社會に無條件にその状態を想定することは困難であるがヘレネスの居住様式 „viciaria“ に對してゲルマーニアが主張し得るゲマインデの特徴の一つがこの自己差別性の中に保存されている

からである。

戦後失業対策と都市日雇労働者

黒川 俊 雄

敗戦による日本帝國主義の崩壊は、軍需生産の停止と財閥の獨占資本の生産サボによる民需生産への轉換の遲滞によつて、工場の休廢止にもなる徵用工をはじめとする數百萬の労働者の失業をもたらした。その上軍復員や海外引揚などによつて一擧に大量の失業者を街頭にあふれさせた。一九四五年一月一六日の厚生大臣要望事項中復員及失業者推計は、その數を一、三二四萬人と計算している。この尨大な失業者のうち、農村に歸つていける潜在的過剰人口として滞留した者も少くなかつた。しかも戦後莫大な隱匿物資が「闇市場」に流されて投機の對象となり、その大部分を所有していた財閥の獨占資本がインフレを利用して大きな利益を得ていた時期には、失業者もかつぎ屋その他の闇商人となるか、身軽く消費財生産に轉換した

中小企業に雇われるかして潜在的、および停滯的過剰人口を形成し、不安定な就業状態に身をおいた者が相當多かつた。一九四六年四月の厚生省人口調査は、農村に歸つた者や闇商人などになつた者、および女子で戦後解雇された者を除いて、失業者および半失業者の數を四五四萬人と計算している。

かつて第一次世界大戦後にもやはり一擧に大量の失業者が出された。特に一九二〇年の恐慌後「急性的に現われ」た失業者「産業豫備軍」は、その後慢性化し、資本主義の全般的危機の特徴といわれる「失業常備軍」を形成するにいたつた。しかし政府は、この大量失業に直面してなお「歸農」奨励といひわゆる「失業潜在化」停滯化政策に依存し、特に失業対策を積極的に遂行しようとはしなかつた。この「歸農」策が資本家と地主にとつて利益であつたことはかつて指摘されたところであり、それはまさにブルジョア地主的天皇制政府の失業対策を特徴づけるものであつた。けれどもこの天皇制政府も、大戦後の國際労働運動の革命的昂揚の中で、激化する日本労働者の失業反對闘争、特に左愛會關西労働同盟會の失業者保護の要求、および第一回國際労働會議の決議などに壓されて、一九二一年職業紹介法を制定施行し、全國的職業紹介制度の確立をはからざるをえなかつた。とはいへ設立されたこの制度は、一九二〇年労働組合同盟會のかかげた「職業紹介所は委員制度に則り勞資双方の代表者を以て組織す」という要求を否認したものであり、官僚によつて運営される貧弱な施設で、半封建的な労働ボスと

結びついた「口入屋」式のものに脱しきれない實狀であつた。

その後政府は失業反對闘争を含む労働運動のたかまりに直面して、一九二五年一方では治安維持法を制定することによつて労働者の闘争を彈壓しながら、他方ではようやく六大都市冬期日雇労働者救済事業を實施することになつた。そして一九三〇年の大恐慌によつてさらに大量失業が發生し、特に農業恐慌の深まる中で政府も従来のような「歸農」奨励による「失業潜在化」停滯化政策にあまり依存しえないことが明白となるに及んで、失業救済事業を累年擴張していく政策をとるようになった。しかしそれも、當時日本労働組合評議會を中心とする労働組合の一般的要求となつていた「失業手當法の制定」をふみにじつて、まさに「失業保險制度の代替物として出現した」ものにほかならなかつた。しかも政府は絶對主義的な「慈悲」精神から失業者の「被救濟權」を否認し、滿洲事變後の經濟軍事化にもなう國府縣道、橋梁港灣、河川改修などの土木事業の増大によつて、土建資本家や半封建的な地主のほしいまな搾取に失業者をまかせていたのであり、それは救済といふよりも半封建的な労働ボス制度を利用するファッショ的な強制就勞となつた。そして中日戦争から太平洋戦争へと日本帝國主義の侵略戦争が進展する過程で、職業紹介所もまさに「戦争目的のために人的資源動員上必要とする機構の大切な部分」として、軍部ファシスト獨裁下の國民勤勞動員署に轉化していつたのである。しかもこの國民勤勞動員署は従來の貧弱な職業紹介所の